南高橋（みなみたかばし）選奨土木遺産認定について

１．選奨土木遺産

土木学会が土木遺産の顕彰を通じて歴史的土木構造物の保存に資することを目的として、平成12年に認定制度を設立したもので、 推薦および一般公募により、年間20件程度を選出している。

２．認定理由

南高橋は、亀島川の河口に位置し、関東大震災の復興事業の一つとして、昭和７年に架けられた。

この橋の本体には、明治３７年（1904）隅田川にかけられ、大正１２年の関東大震災の被害を受けた旧両国橋の中央径間が使用されており、都内に現存する鉄橋のうち道路橋としては、最も古い橋である。

また、構造上の特徴は、トラスの一部材の端に丸い環のついた「アイバー」が用いられており、全体はピントラス橋とも呼ばれている。

以上のように、明治期の技術を今に伝える本橋について、次世代に継承する貴重な土木遺産として評価し、社会へアピールしていくため、選奨土木遺産に認定された。

※都内の土木建造物では12番目の認定、23区が管理する土木建造物としては今回の南高橋が初めての認定。

３．南高橋について

・所 在 地： 中央区
・管 理 者： 中央区
・設 計 者： 不明
・施 工 者： 東京市
・完 成 年： １９３２年（昭和７年３月）
・形　　式：下路式単純プラットトラス橋
　　橋長　６３．１ｍ　　有効幅員　１１．０ｍ
　　橋台　扶壁式　　基礎　　松杭